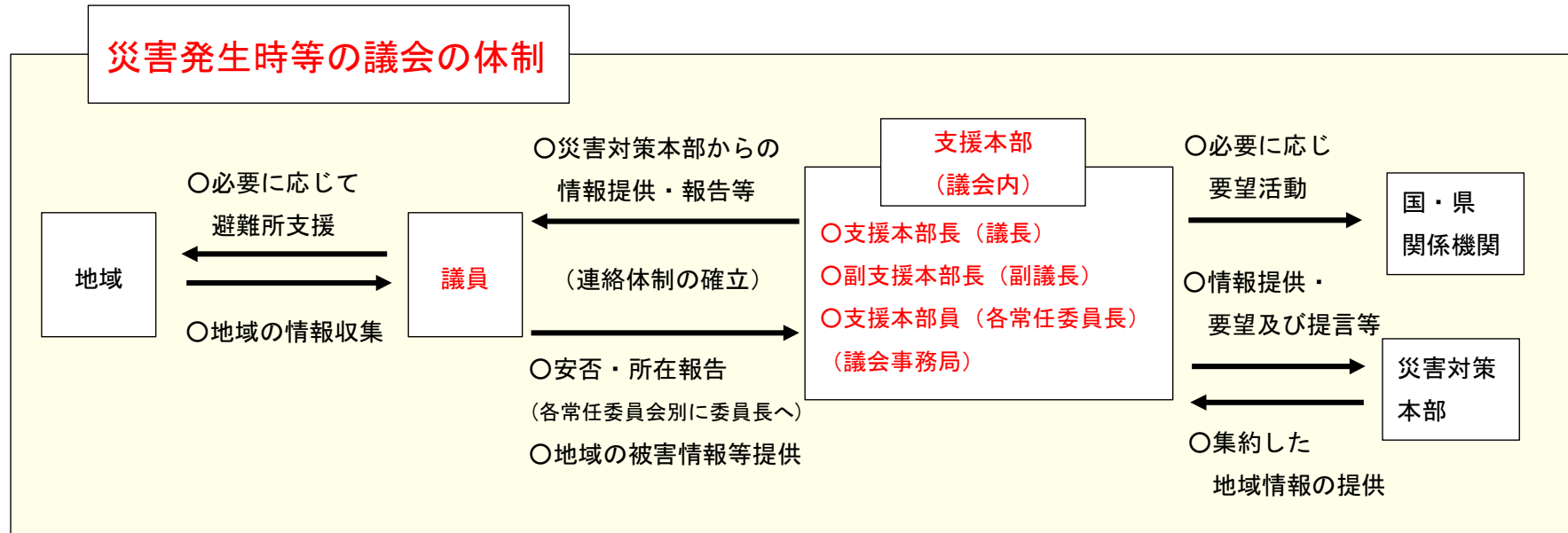


邑楽町議会災害対応

邑楽町議会では、邑楽町議会基本条例（令和2年邑楽町条例第22号）第3条第2号の規定により、災害時等における議員としての役割や行動を明確にするため、災害時等（邑楽町災害対策本部が設置されたとき）には必要に応じて議会内に「邑楽町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）」を設置し、町の災害対策活動を支援していくとともに、議員自らが迅速かつ適切な災害対応に取り組んでいくものとします。



- ・ 議会事務局職員は役場に参集後、全議員の安否状況の確認をメール等で送信する。
- ・ 各議員は、安否状況をメール等で速やかに返信する。